

論
説

「法教育」に関する一考察（四）

辻
博
明

- 一 はじめに
- 二 出前授業——「中学三年生法教育に関する特別授業」（税と社会保障）
 - (1) 事前授業、事前打合せ・事前説明会——前年度（平成二三年度）との「比較」
 - (2) 出前授業の概要
 - (3) 出前授業参加教員・弁護士・チューター学生の意見・感想
- 三 ジュニア・ロースクール岡山
 - (1) 第八回ジュニア・ロースクール岡山——企画・作業の概要
 - (2) 民事模擬仲裁——ある自転車事故での公正な解決を考える
- 四 むすび
 - (1) 平成二四年度・出前授業の成果と課題
 - (2) 第八回ジュニア・ロースクールの成果と課題

一 はじめに

学習指導要領は、これまで約一〇年ごとに改訂されているが、今回の改訂は、改正教育基本法の理念に基づく改訂であり、法教育の充実が示されている。社会科関係において、国会と内閣と裁判所の三権の相互の関連、国民の司法参加について扱うことが新たに明示されている（小学校学習指導要領）。現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させることが新たに取り上げられ、契約の重要性やそれを守ることの意義が示されている（中学校学習指導要領）。また、現代社会における諸課題を扱う中で、社会のあり方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を深め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会などを多様な角度から理解させるとともに、自己の関わりに着目して、現代社会に生きる人間としてのあり方生き方について考察させるとする（高等学校学習指導要領）。なお、道徳関係、特別活動関係においても同様の方向性が示されている⁽¹⁾。

岡山においても、法教育に関連する試みが積み上げられつつある⁽²⁾。平成二四年度においても、出前授業、ジュニア・ロースタールのほか、セミナー等⁽³⁾、複数の試みがなされている。以下では、それらの試みから得られた成果と課題について分析することにする。

(1) 文部科学省『小学校学習指導要領』（東京書籍、平二〇）三四頁以下、文部科学省『小学校学習指導要領・平成二〇年三月告示』（東京書籍、平二〇）、文部科学省『中学校学習指導要領・平成二〇年三月告示』（東山書房、平二〇）四一頁以下、文

部科学省「高等学校学習指導要領・平成二二年三月告示」(東山書房、平二二) 四七頁以下。

(2) 平成二〇年度～平成二三年度における岡山での試みの概要については、拙稿「法教育に関する一試みと分析——新教育課程における法教育・岡山での試み——」岡法五九卷三〇四号一四三頁(平成二二)、同「法教育」に関する一考察(二)(三)岡法六一卷一号七七頁、六一卷四号七七頁(平二三、二四)、矢吹香月「法教育実践における専門家と教師の連携の在り方——岡山における法教育実践例から考える」法と教育Vol.2・五七頁(平二四)。

(3) 「市民と育む法意識…法教育の理論と実践」(於：岡山大学)(平成二四年六月一日開催)、「新学習指導要領」法に関する基本的な見方や考え方を身につけさせる教育」(岡山弁護士会・岡山地方検察庁・岡山地方裁判所…主催、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会・岡山大学法学部…後援)(於：岡山弁護士会館)(平成二四年八月一〇日開催)。

二 出前授業——「中学三年生法教育に関する特別授業」(税と社会保障)

NS中学校では、中学三年生社会科公民的分野の授業を通して、生徒一人ひとりに法律・憲法についての社会的視野を養わせる機会として、法教育に関する特別授業が行われている。平成二四年度も前年度に続いて、中学三年生を対象として行われた(平成二四年九月一〇日(二クラス)、同年九月一日(二クラス))。特別授業の参加者は、岡山大学法学部教員二名・法科大学院教員一名、弁護士六名(岡山弁護士会)、岡山大学法学部生一五名・法科大学院生・社会文化科学研究科院生・教育学研究科院生各一名である。今年度は新たなテーマが設定された(「税と社会保障のよりよい仕組みはどのようなものかを『効率と公正』という観点から考える」)。

(1) 事前授業、事前打合せ・事前説明会——前年度(平成二三年度)との「比較」

「事前授業」の実施

NS中学校の教諭・生徒間において、出前授業の準備作業として授業が行われている。

学習内容は、税の種類・税の負担者、税の使い道、税の仕組み、消費税の特性、社会保障の意義・必要性、諸国の

社会体制等についてである。教材は、教科書・資料集・用語集、新聞（消費増税法案・社会保障についての記事・夏休みの課題）等である。事前授業を通じて、議論の前提となる基本的知識の整理等がなされている（傍線筆者・以下同様）。

「事前打合せ」「事前説明会」の実施 教材作成の担当教員・学生を中心に、出前授業の参加教員・弁護士において、教材の検討・打合せが行われ、教材の内容の詰め・スリム化が試みられた。今回の出前授業は演劇方式をとることになったため、シナリオを生徒に配布するかが話し合われたが、配布しないこととなった。さらに、出前授業の事前説明会が催された。高度な内容のテーマにもかかわらず、多数のチューターの学生が参加した。なお、前年度の出前授業における実績をふまえて、生徒の自主的な思考を尊重すること、各班にチューターの学生が張り付くこと、教員・弁護士は近くで待機し支援すること、質問があれば答えることとされた。

(2) 出前授業の概要

税と社会保障という中学生には実感の湧きにくいテーマについて生徒がどこまで理解できたか、チューターの学生を交えた生徒間の議論がどのように展開したか、事前授業による基本的知識がどのように活用されたかが興味深い（以下は、筆者が参加したクラス（平成二四年九月一日（一三・五五―一五・三五）の状況）。

〔授業の展開〕

はじめに、NS中学校の教諭から、事前授業の学習内容の確認として、生徒に対して、「税とは何か、社会保障とは何か」等について問いかげがなされた。それを受けて、生徒が、税・社会保障の意義・仕組み等について手短かに整理し発表した。

次に、同中学校の教諭から教材作成担当の教員・学生にバトンタッチされ、「フレックスの旅」と題する演劇が税と社会保障のあり方についての物語であること、配布されるワークシートには複数の記入項目（登場人物・各国の特

徴・合言葉・良い点・悪い点)があることについて説明がなされた(一三・五五―一四・〇〇)。

中学三年生を対象に、税と社会保障のより良い仕組みはどのようなものを、「効率と公正」という観点から考える。ある一つの価値観に固執することなく、さまざまな価値観とそれらが生み出す制度の長所を見つけ、短所の中から新しい可能性を読み取り、別の価値観や制度と混ぜ合わせたりする方法を学ぶことで、より柔軟な思考を養うことが授業の「目的」とされた。物語「フレックスの旅」を使って、現在の税制度の主な仕組みとそれらを支える考え方を理解しようとする試みである(目的・方法・教材作成者等による)。効率と公正という概念は多義的であるが、社会の仕組みの調和が生徒達によって模索された。

まず、家族主義の国「サンライズ」の話から始まる。ある生活保護受給者への支給打ち切りに関するニュースがビデオで紹介される。サンライズでは、家族による扶助・扶養が当然とされ、これまで国が終身雇用を保障してきたが、最近では崩れつつあり、女性の社会進出が進むがその待遇が問題となっている。仕事がない・見つからない人に働きなさいといえるかが問題提起される。そこで、フレックスは、どんな国がどんな支え合いの仕組みをもっているかを知るため、旅にでる。フレックスが最初に訪れたのは、高税率・効率的な福祉の国「ベントム」である。ベントムは、最大多数の最大幸福を理想とし、社会保障が充実しており、貧富の差の少ない平等な社会がある程度実現されている。しかし、働けない人のように社会に貢献できない人は切り捨てられていることを知る。そこで次に、フレックスは、個人の権利を大切にす国「シンハイ」を訪れる。シンハイは、個人の自由と権利が保障され、低税率で選択の自由が重んじられる国であったが、社会保障というものはなく、自助・自立の国であった(フレックスの旅は続く)(一四・〇〇―一四・四〇)。

その後、「各国の特徴は何か」「合言葉は何か」「各国のよい点・悪い点は何か」「サンライズ、ベントム、シンハイとは実は何の国か」について、演劇を基にワークシートに沿って整理するようにとの呼びかけがなされた。それ

を受けて、各班において、生徒間の議論が展開され、チューターの学生から適宜問いかけがなされた。生徒の声が教室内に響きわたった(一四・五〇―一五・二〇)。

生徒は、まとめを行い、各班で意見を発表した。たとえば、シンハイの良い点については、「税が安い」(二班)、「努力を認める」(二班)、「経済の発展・努力を認める」(三班)、「自助・自立・選択の自由」(四班)、「努力すれば結果が付いてくる」(五班)、という意見があった(一五・一〇―一五・二五)。

その後再び、物語の続きが演じられた。フレックスは、マークデンに到着する。マークデンでは、柔軟な雇用の仕組みが取り入れられ、優秀な人材は雇いやすく経営が傾いたら解雇しやすくして、会社に効率的な経営力を与えている(効率)。働いている人には、長期にわたる失業手当があり、職業訓練制度が用意されている(公正)、という内容であった(一五・二五―一五・三〇)。

最後に、参加教員・弁護士から感想等が述べられた(一五・三〇―一五・三五)。

(3) 出前授業参加教員・弁護士・チューター学生の意見・感想

出前授業参加教員・弁護士・チューターの学生に対して、出前授業後にアンケートがなされた。その中には、今後の進め方に参考になる意見・感想があり興味深い。その概要は以下の通りである(なお質問一―三の項目は代表教員が設定)。

【質問一】 サンライズ、ベントム、シンハイの特徴、良い点・悪い点などについて生徒の理解はどうだったか、また、これらを通じて「税と社会保障」に関する考え方の理解が進んだかなど、授業の内容、授業のねらいの達成度についてのご意見、感想等をお書き下さい。

授業の内容・達成度については、「かなり高度で、中学生はすべて理解できていないと思う。」(同旨・七名)、また、「人生経験の少なさから、自分たちが税と社会保障を担うということの実感は湧かないようでした。」との意見

がみられたが、それでも、「考えるポイントは、理解できたのではないかと思う。」(同旨・四名)との感想が少なかつた。また、時間的な制約をめぐっては、「時間が足りないなか色々作業を求めすぎたところがチューターとして少ししんどいと思いました。限られた時間の中、生徒の分からなかつたところを考えてもらい、解説をしていると、絵や税カードはなかなか完成できませんでした。」(同旨・四名)との意見が今回もみられた。その一方で、「チューターがもう少しポイントを整理して臨めば、短時間で集中して考え、結論を出す訓練になるのかもしれない。」との新たな提案が学生から示されている。

【質問二】 演劇、グループ討議、発表など授業の方法、学生がどのように助言すればいいか、教員・弁護士がどのような役割を果たせばいいかなど、授業の進め方についてのご意見、感想等をお書き下さい。

これまで出前授業の進行はNS中学校の教諭に担当してもらっていたが、今回は学生による「演劇＋スライド方式」がとられた。この点について、「演劇のストーリーはよく工夫されていて、生徒は楽しく授業に参加できたのではないかと思う。」「演劇をすることは、単にVTRを流すよりも、生の迫力があつて、生徒たちの印象に残るものと思います(その分、準備が大変だったと思います)。(同旨・五名)と前向きに受け止める意見がみられた一方で、「スライドは大変な労作でしたが、ノートを取るために目を離す生徒さんが多くて残念でした。」とする学生の指摘がある。なお、この点に関連する意見として、「パワーポイントの方でもう少し明確に、『合言葉』など見出しをつけたスライドを用意できたらいのかも、と思いました。」「ある程度のテンプレートがあつた方がグループ討議は進めやすいと思います。」とする指摘が学生から示されている。生徒は事前授業(先述①)で税の制度等について教科書等のレベルの概略的な説明を受けていたが、演劇のシナリオ等の資料を手元に持つておらず、授業の内容が高度であつたことから、学生の右指摘は今後の課題となる。

学生による助言等について、「グループ討議では、中学生に伝えられるのは難しい話のエッセンスだけだといこ

とを痛感しましたので、あまりたくさんを細かく教えようとせず、いくつかの考え方とそれをもとにした社会保障と税の仕組みのポイントだけを教え、あとは生徒さんたちが主体的に考えることを少し整理してあげるという態度でいるのが良いと思いました。」「大学生の助言が正しいものとして、チューターの意見を鵜呑みにしてしまおうおそれがあることから、客観的な説明をするにとどめるのが望ましいと感じた。」「班の中でさえその意見を発表できる生徒は少なかったので、生徒が萎縮しないよう、発表された意見につき、肯定的に（間違っていない）と訂正して）取り上げるといったチューター側の努力が必要ではないかと思いました。」「一見非現実的な発想が出てきても、すぐにそれを矯正するのではなく、可能性としてとらえてあげることが大切であり、それによって教える側としても学ぶところが大きいと思いました。」「事前の授業によって、ポイントをよく理解されていた、……考え方も仕組みも一つだけではないことに気づいてもらえたと思います。」というようなこれまでより一歩踏み込んだ意見が学生から示されている。また、参加した弁護士からも、「グループで考える取り組みの中では、誘導せず、中学生自身の言葉で語らせるように注意していることがうかがえた。発言が少ない子に対しても、『この国の特徴について、シートに書いてるね。皆に教えてあげて』等、発言の機会を与えていたところも良かったと思う。その結果が、グループにより、多様な回答が出ることに繋がったのだと思う。」との感想がある。

「授業の方法一般について、授業の最後に『マークデン』の仕組みを演じると、それが『正解』であるような印象を与えるのではないかというのが、少し気になった。授業の最後は、まとめと補足説明で考え方のヒントを示す程度がいいかと思う。」との指摘（教員・弁護士）がある一方で、「思考パターンを事前に示しておけば、もっと分かりやすくなるのではないでしょうか。……生徒に対して一定の方向付けをした方が議論が盛り上がって面白かったと思います。」とし、誘導を期待する意見（弁護士）が今回もあった。

教員・弁護士の授業への関与の程度について、「学生よりも年長者で、グループ内に入って発言すると議論を誘導

してしまうのでは、という点も感じますので、全体をみながら、議論が停滞しないよう適宜アドバイスをするとうことになろうかと思えます。」「教員等の役割は、見守り役でよいと思えます。」とする意見が示された。各班の人数について、「一班六人ですと、どうしても意見が散らばりすぎたり、少数しか意見をださなかつたりしてしまう場面もあつたので、三人くらいでやってみてもよいかと思いました。」とする意見が学生から寄せられている。

今回はテーマの変更にともない教材が新たに作成されたが、この点について、「教材の作成もプレゼンテーションの練習も、本当に手間暇のかかる大変な作業でしたが、一番良かったと思うのは、最初から最後まで、自由に教材作りや授業計画を進められたことです。」とする意見がある。

【質問三】 その他、法教育の進め方などに関するご意見、感想等があればお書き下さい。

「弁護士は、既に制度として構築された法律に拘束されるので、今回のように、どのような制度が良いかを考えるというような『制度を構築する』側での取り組みは新鮮だった。また、特に中学生や高校生をはじめとする学生は、社会保障にも税制にも実生活で接していない方がほとんどと思われるので、ニュートラルな立場で考えることができるのではないかと感じた。そのような中立的な視点を持つ時期に、今回のような法教育を行うことは非常に大きな意義があると思われる。」とする意見がある（同旨の発言は他の弁護士からも出前授業の当日にみられた）。なお、より良い社会を構築する思考実験の大切さを指摘する意見が学生からも寄せられている。

最後に、【質問一】【質問二】に対する学生の意見からも窺えるが、事前説明会に参加し今回の企画に協力してくれた学生の意見にはこれまでより一步踏み込んだものが複数みられる。この点に関連して、「チューターの学生に助言の方法などについても経験が蓄積されてきたように思う。成果としてまとめていき、事前指導をより良いものにした。」「今回の結果を再分析して、次回につなげることが大切だと感じました。」との意見がある。

三 ジュニア・ロースクール岡山

(1) 第八回ジュニア・ロースクール岡山——企画・作業の概要

法教育に関係する企画の一つとして、ジュニア・ロークールがある。ジュニア・ロークールは、法律専門家でない一般の人々が法や司法制度、それらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための法教育実践の一環として、岡山においては、平成一七年以降毎年行われている。第八回ジュニア・ロークール岡山（岡山弁護士会・岡山大学法学部共催）（平成二四年一月一七日開催・岡山大学）は、「一票の格差——議員定数不均衡訴訟を基にして投票価値の平等を考える」（第一限）と「民事模擬仲裁——ある自転車事故での公正な解決を考える」（第二限）の二部構成で行われた（参加者は岡山大学法学部・法務研究科教員五名、岡山弁護士会から弁護士七名、チューター学生二三名（法学部・社会文化研究科・法務研究科）、中高生二四名（岡山県の公立校・高校六校、中学校二校）、見学五名（金沢大学法学類・教員一名、学生四名））。以下ではその中から、第二限の企画を中心にその概要を紹介する（なお、教材の原案は弁護士（今回新たに担当）と大学生が作成し、参加教員・他の弁護士・学生を交えて検討会が重ねられた後、チューターの学生も加わって事前説明会がなされた）。

(2) 民事模擬仲裁——ある自転車事故での公正な解決を考える

中高生たちは六班（中学生・一班、高校生・五班）に分かれて、自転車同士の交通事故をテーマにして、模擬仲裁を体験した。

〔事案の概要〕

X（六五歳）は、車道の左側に寄って自転車で北に向かって走っていたが、交差点を西に左折した。一方、歩道

上を自転車で北に向かつて走っていたY(二〇歳)は、交差点をそのまま直進し横断歩道上を渡るうとした。そのとき、交差点で、XとYが衝突した。その事故が原因で、Xは頭と腰を強く打ち、入院を二〇カ月することになり、後遺症が残り車イス生活となった。

「ワークシート」

配布されたワークシートには、「民事責任と刑事責任」「損害」「裁判のしくみ」「過失・過失割合・過失相殺」「事案の検討」について、記入項目が設けられている(なお、現場見取り図、道路交通法規、仲裁等申立書・答弁書も配布された)。

まず、(民事)責任と(刑事)責任()内は生徒が記入、以下同様。)について理解してもらうため、授業進行担当者(教材作成者(弁護士))から、口頭で、「Xは、Yとの自転車事故で後遺症が残るような怪我をしたが、Xはどうしたらよいか。」との問いかけがなされた。ワークシートには、民事責任の例として、商品の買主が売主に(代金)を払わなければならない責任、他人に怪我をさせた場合に被害者に生じた損害を償わなければならない責任等の例が挙げられている。刑事責任の例として、万引き(窃盗)罪等が挙げられている。

次に、「Xにはどんな損害が生じているか」との問いかけがなされた。ワークシートには、怪我の治療のため病院に支払ったお金(治療)費、治療期間中に働けなかったために稼げなかったお金(休業)損害、事故によって痛い思いをしたという(精神的)苦痛)に対するお詫びのお金(慰謝料、その他の損害の例として、事故によって壊れた自転車を修理するお金、が挙げられている)。

そして、「XはどのようにしてYにお金を支払ってもらえばよいか。」と問いかけがなされた。ここで、この事案はお互いの言い分をきちんと聞いてくれる人に任せたい事件であること、裁判の他にお互いが納得した上で結果が決まる「仲裁」という公平の実現手段があることが示された(教材作成者の「狙い」①)。

さらに、事例の理解に必要な法律専門用語について説明がなされた。「過失」とは、発生する結果を予想して注意すべきであったのにうっかりしていたことであり、「過失割合」とは、事故の当事者が損害に対してそれぞれの程度の責任を負っているかを様々な事情を考慮して公平の見地から決めることであると説明された。また、「過失相殺」、損害額の差引計算について概説された。

その上で、損害・過失割合をめぐる模擬仲裁が学生によって催された(シナリオの朗読)。事案の検討が各班でなされ、ワークシートに従って、まず、X・Yの「言い分」を整理する試みがなされた。Xの言い分について、各班から、「Yには前方不注意がある、Yは自転車横断帯を通らなかつた。」「Yは猛スピードで走っていた、Xが六五歳であることへの配慮がなかつた。」「Xはブレーキをかけた。」との意見発表がなされた(一〜三班)。また、Yの言い分について、「Yは猛スピードではなかつた、Xは道路の中央を走っていた、Xは左折時に左側を確認しなかつた、Yが自転車横断帯を通っていても避けられなかつた。」「Xがゆっくり走っていたのでやりすごせると思った。」「Xは中央にふくらんで走っていた、左側を走るべきだつた。」との意見発表がなされた(四〜六班)(後述の模擬仲裁人の判断・理由と対比)。次に、「過失割合」について議論がなされた。班内で意見が分かれたところもあつたようであるが、「Yの方が悪い(Yの過失・六割)。」と考へた班は四つあり、「Xの方が悪い(Xの過失・七割)。」としたのは二つの班であつた。過失割合をどのように判断した理由については、「損害の大きい小さいは関係ない。」とする意見が見られたが、その一方で、「Xが大きな損害を受けているからYの方が悪い。」とする意見も見られた。なお、「Xが高齢であることは考慮すべきでない。」とする意見が二件あつたが、「考慮すべきだと思ふ。」とする意見が一件見られた。

生徒からの意見発表が終わつた後、過失割合について、模擬仲裁人の判断が示され、Xが三割・Yが七割であるとされた(教材作成弁護士・他の参加弁護士の意見)。その理由として、Yには、自転車横断帯を渡らなかつたとい

過失があること(自転車横断帯の入口には自転車を減速させるようにポールが二本立っており自転車横断帯を渡ろうとすれば減速せざるをえず事故は起きなかつたと考えられる)、交差点に入ってくる車両を確認しなかつたという過失があること、他方、Xには、道路の中央付近に大きく膨らんで左折したという過失があること(道路交通法三四条一項によると、車両は左折するとき道路の左側に寄って徐行しなければならぬ)、進行方向を十分に確認しないで左折したという過失があることが挙げられた。このうち、Yが自転車横断帯を渡らなかつたことが最大の過失ととらえられた。

最後に、授業進行担当者が、「事件の関係者に主体的に自分の主張を十分に尽くさせ、事件の真実を発見し、個人の具体的な権利を保護することを、『手続的正義』といいます。法的紛争がどのように解決されるべきか、というポイントとして、手続的正義はヒントになると思います。」(教材作成者の「狙い」②)として、終了した。

四 むすび

(1) 平成二四年度・出前授業の成果と課題

今年度の出前授業によって得られた成果と課題について整理することにする。

まず、注目すべき点は、チューター学生の提案・役割である。たとえば、授業の時間的制約をどのようにして克服するかは毎年の課題となっているが、その対応策について、「チューターがもう少しポイントを整理して臨めば、短時間で集中して考え、結論を出す訓練になるのかもしれない。」との提案がなされている(先述二(3))。授業現場の経験に基づくもので、これまでより一歩踏み込んだ内容となっている。チューターの学生の役割は、回を重ねるにつれて重みを増しているように感じられる。

次に、前年度までと比較して、グループ討議に基づく各班の生徒の意見に「多様性」が見られる。たとえば(先述二②)、シンハイの良い点について問いかけたところ、「税が安い」(一班)、「努力を認める」(二班)、「経済の発展・努力を認める」(三班)、「自助・自立・選択の自由」(四班)、「結果が付いてくる」(五班)、という意見がだされた。生徒達が主張しなかった趣旨はほぼ同じであったと思われるが、その表現・用語が異なる。それはなぜか。生徒は、シナリオ等の配布を受けておらず、各自の記憶とメモを頼りに独力で思考したことによるのではないかと思われる。

また、今年度は新たに、税と社会保障の仕組みを考える取り組みがなされた。将来の制度設計を考える取り組みであり、すでに決まった結論があるわけではない。意見の違いが生ずる可能性があるテーマである。実際、実務家から、「弁護士は、既に制度として構築された法律に拘束されるので、今回のように、どのような制度が良いか考える」というような『制度を構築する』側での取り組みは新鮮だった。」とする感想が寄せられている(先述二③)。

なお、今回のテーマはやや難しいという意見・感想があった。どのようなテーマであれば、社会経験の少ない中高生でも対応できるのか。テーマの選定が課題として残る。また、前年度までと同様に、どのようにすれば法教育の教材作りの大変さを軽減できるか、どのようにすれば教材の程よいスリム化ができるかが課題として残る(授業の時間的制約)。

(2) 第八回ジュニア・ロースクールの成果と課題

第八回ジュニア・ロースクールの成果と課題について、前年度までとの異同を中心に整理することにする。

まず、前年度の成果を受けて、今回も、学生と専門家によって教材の原案が作成された。また、チューターの学生を対象にした事前説明会が催され、授業進行・事案の内容・資料の使い方・各班での議論の進め方等について説明がなされた。今回も、事前説明会は参加者の共通理解の形成に役だったと思われる。

次に、模擬仲裁事例に関する生徒の議論（先述三②）を見ると、興味深い点が新たに浮かび上がる。たとえば、Xの受けたその他の損害について、「Xが車イス生活になったのであるから家の改装費等も必要だ。」とする意見が、一部の生徒からだされた。教材作成者の用意した答えは、事故によって壊れた自転車を修理するお金であった。中高生がそこまで考えが及ぶとは、想定外だったのかもしれない。また、模擬仲裁のシナリオが配布されていなかったが、生徒は過失割合等のポイントについて整理することができた。チューターの学生の役割がうまく機能したのではないかと思われる。これらは、今回のジュニア・ロースクールにおける成果ではないかと思われる。

なお、過失割合を判断した理由について生徒に問いかけがなされたところ、「損害の大きい小さいは関係ない。」とする意見が見られたが、その一方で、「Xが大きな損害を受けているからYの方が悪い。」とする意見がでた（先述三②）。そこで少し時間をとって議論ができればよかったのではないかと思われる。もともと、そのためには、予め時間的な余裕を織り込んでおく必要がある。シナリオやワークシートに盛り込まれる情報量を程よくスリム化することができかが課題となる。今回の教材は法律専門用語が多いと、感じた中高生がいたかもしれない。事前検討会において、「法曹養成の入門講座のような……」という意見があり、可能な限り改善が試みられたが、それでも中高生は難しいと感じたかもしれない。専門用語を普通の日本語に置き換えて、中高生にも分かるように説明できるか。法律専門家と中高生の間をつなぐ役割をだれが果たすか。法教育に関心をもち今回のような現場経験のある法学部生が重要なその役割を果たすことになると思われる。